

【ポスター発表】

知的障害者の地域移行支援に及ぼした障害者自立支援法の役割

- グループホーム・ケアホーム活用の視点から -

大阪青山短期大学 寅屋 壽廣 (7716)

キーワード：地域移行、グループホーム・ケアホーム、世話人

1. 研究目的

1990年代以降、施設入所者を地域生活に移行させる地域移行の取り組みが、重要な政策課題として取り上げられ、施設解体論や脱施設化運動が積極的に取り組まれた。このような背景のなかで障害者自立支援法（以下「法」という。）が2005(平成17)年11月に制定、2006(平成18)年4月から施行され、障害者等がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援することとなり、施設体系の見直しが図られるとともに、新たに就労移行支援事業が創設されるなど、大幅な障害者施策の見直しが行われた。

法施行後3年が経過した2009年12月1日を調査基準日として、法施行以前と比較して施設で生活している知的障害者の人たちが、グループホームやケアホームを活用した地域生活が、より可能になったのかどうかを検証することを通して、法が果たした役割・効果について明確にすることを目的として調査研究を実施した。

2. 研究の視点および方法

A県内にある知的障害者施設を対象として、法施行以前から積極的に地域移行に取り組んでいる入所施設3か所をA県社会福祉協議会から紹介してもらうとともに、筆者が以前勤務していた知的障害者入所施設1か所、さらにA県で最初につくられた生活ホーム（グループホーム制度以前のA県単独補助事業）1か所を調査対象として選定した。

なお、A県社会福祉協議会から紹介してもらった施設の中の1か所は、地域移行を担当するセンターが別にあることから、そのセンターも加えた7か所を調査対象とした。

調査にあたっては、法施行以前の地域移行の状況、法施行以後の地域移行の現状を調査票（郵送による留め置き方式）で把握するとともに、後日、施設を訪問し、地域移行担当職員等の関係者（担当職員が明確でない場合は、施設長等）と面談の上、法が果たした役割、新たに生じた課題等について意見聴取を実施した。

さらに、担当職員等からは平成21年12月4日から平成22年2月3日にかけて意見聴取を実施し、すべてのインタビューはICレコーダーで録音した。録音したデータをすべて文字起こし、本研究の目的にそってカテゴリーをつくり、ある一定の期間をおきながら何度も概念生成、解釈の検討を繰り返し行った。

3. 倫理的配慮

調査の依頼に際しては、文書で調査目的を明示するとともに、後日、訪問し直接担当職員等から意見を聴取すること、調査票及び意見聴取の内容については研究目的以外に使用しないこと、施設名や職員名等については一切公表しないことなどプライバシーの保護について記載した。また、面接時点でも調査目的及びインタビュー内容を提示するとともに、インタビュー対象者の権利やプライバシー保護等を伝えた。

4. 研究結果

A 県におけるグループホーム・ケアホームの設置状況は、平成 21 年 10 月 1 日現在で 279 か所（定員 1,321 人）であり、平成 18 年 10 月 1 日時点と比較すると 84 か所（定員 412 人）の増加となっている。法施行以降、グループホーム・ケアホームの設置は、順調に進んでおり、これに伴って施設から地域への移行も促進されたと推測される。

調査対象入所施設 4 か所から、平成 15 年 4 月から平成 21 年 11 月までの間に地域移行した者は 100 人で、グループホーム・ケアホームへの移行が 86 人(86%)、帰郷した者が 6 人、その他（単身生活等）が 6 人、就職が 2 人であった。

調査対象施設が運営しているグループホームは 9 か所 21 人、ケアホームは 30 か所 151 人の合計 39 か所 172 人である。平成 17 年度までは、グループホームが 6 か所 17 人、ケアホームが 8 か所 39 人であり、法施行後、ケアホームの増加が著しい。

利用者の地域移行が促進されたと「思う」と回答した施設は 1 か所、「思わない」と回答した施設は 2 か所、「どちらともいえない」と回答した施設は 3 か所で、促進のためには金銭面の改善と行政のバックアップ体制が必要であるとの回答が得られた。

グループホーム・ケアホームの設置運営がしやすくなったと「思う」と回答した施設は 2 か所、「思わない」と回答した施設は 3 か所、「どちらともいえない」と回答した施設は 2 か所で、事業運営上に必要な経費が十分に保障されていないため、設置運営が難しくなっていることが判明した。

利用者の地域移行を促進するために、行政が取り組むべきことは、地域での社会資源整備充実、金銭面での支援、住まいに関する支援、障害者が安全・安心に生活できるようにするための環境整備という意見が得られた。

世話人に対する研修を実施している施設は 3 か所、実施していない施設は 2 か所である。

今後、グループホームやケアハウスでの生活から、地域で一人暮らしの生活ができるようにするためにも、バックアップ職員の配置基準の見直しを行うとともに、報酬単価の引き上げ、日割り計算の廃止など事業運営上の必要な経費の保障をはじめ、公営住宅の積極的な提供、地域住民に対する啓発などハード、ソフト両面からの支援を行政が積極的に行うことにより、知的障害者の地域移行が促進されることが判明した。